

令和6年度保育所等入所案内



保育幼稚園課 保育幼稚園担当

● 最後まで読んでから、お申し込みください ●

① 申込み締切日 ①

入所希望月の前月15日（役場が休みの場合は直前の平日）

※ 各月の受付期間は3ページに掲載しています。

※ 町外の認可保育所等の申込みは、所在する市町村が指定する締切日の1週間前までにご提出ください。

※ ただし、4月入所申込みについての締切は異なります。

② 保育所等入所申込書の有効期間 ②

入所希望月を含めた6か月間（10月以降は年度末まで）

※有効期間経過後も引き続き入所を希望する場合には、再度、提出が必要です。

（ただし「給付認定申請書」「マイナンバー記入用紙」は変更がない場合は不要です。）

1. 入所申込書受付期間	3
2. 保育所ってどんなところ？	4
3. 寒川町保育所マップ	5
4. 申込みから入所までの流れ	10
5. 支給認定について	11
6. 保育所の1日（※一例です。）	12
7. 入所要件について	13
8. 申込みに必要な書類	14
9. 申請後・入所決定後の注意事項について	17
10. 町外にお住まいの方の申込みについて	18
11. 保育料について	19
12. 利用者負担金（保育料）について	21
13. 副食費の徴収について	22
14. 副食費の免除対象者について	23
15. 保育料の支払い方法について	24
16. よくある質問	25
17. 入所基準について	37

【参 考】 確 認 ・ 誓 約 書

1. 入所申込書受付期間



各月の入所申込書受付期間は下記のとおりです。
 ※ 入所希望月の受付期間以外の入所申込書は受け付けません。

④ 受付時間④ 9時から17時まで

入所希望月	受付期間			
	④ 受付開始日④	④ 受付締切日④	④ 有効期間④	
令和6年	4月 ... 要予約 ... 令和5年11月6日(月)	... 要予約 ... 令和5年11月17日(金)	令和6年9月 入所審査まで	
	5月 令和6年3月25日(月)	令和6年4月15日(月)	令和6年10月 入所審査まで	
	6月 令和6年4月25日(木)	令和6年5月15日(水)	令和6年11月 入所審査まで	
	7月 令和6年5月27日(月)	令和6年6月14日(金)	令和6年12月 入所審査まで	
	8月 令和6年6月25日(火)	令和6年7月12日(金)	令和7年1月 入所審査まで	
	9月 令和6年7月25日(木)	令和6年8月15日(木)	令和7年2月 入所審査まで	
	10月 令和6年8月26日(月)	令和6年9月13日(金)	令和7年3月 入所審査まで	
	11月 令和6年9月25日(水)	令和6年10月15日(火)		
	12月 令和6年10月25日(金)	令和6年11月15日(金)		
	1月 令和6年11月25日(月)	令和6年12月13日(金)		
	令和7年	2月 令和6年12月25日(水)	令和7年1月15日(水)	
		3月 令和7年1月27日(月)	令和7年2月14日(金)	

※入所申込書の有効期間が切れる際に町から連絡はいたしません

2. 保育所ってどんなところ？

保護者が働いている、あるいは疾病・傷病などの理由により、**家庭で保育することができない場合に保護者に代わって児童の保育を行う施設**です。保護者のいずれもが「保育を必要とする要件」に該当し、児童の保育をすることができないと認められた場合に限り、保育所等を利用することができます。（※「保育を必要とする要件」がなくなった場合は、退所となります。）

保育を行う施設には様々な種類がありますが、寒川町には『認可保育所』『認定こども園』『小規模保育事業所』『家庭的保育事業所』があります。



保育所と幼稚園のちがい

保育所とは・・・保護者を主体としており、保護者が就労などの理由で児童の保育ができない場合に保育を代わりに行う場所となっています。そのため、保護者が児童の保育をできる状況になった場合には退所となります。

幼稚園とは・・・子どもを主体としており、児童が教育を受けたり、集団生活に慣れることを目的とした場所となっています。



認定こども園はどんなところ？

認定こども園とは・・・幼稚園と保育所の両方の機能や特徴を併せ持つ『教育・保育』を一体的に行う施設です。つまり「就労などにより保育所に入所する必要があるけれども、教育も受けさせたい。」といった要望を叶えられる施設になります。

利用料については、保育所部（0歳児から2歳児）のみ保護者等の市町村民税を基本に算定します。（保育認定区分も算定基準に入ります。）



家庭的保育事業所・小規模保育事業所はどんなところ？

家庭的保育事業所とは・・・0歳児から2歳児までを対象に、居宅等で行われる少人数の異年齢保育をすところ。定員が5人以下と子どもの数が少ないため、個々の発達状況や興味・関心、体質・体調などをきめ細やかに対応できるのが特徴です。

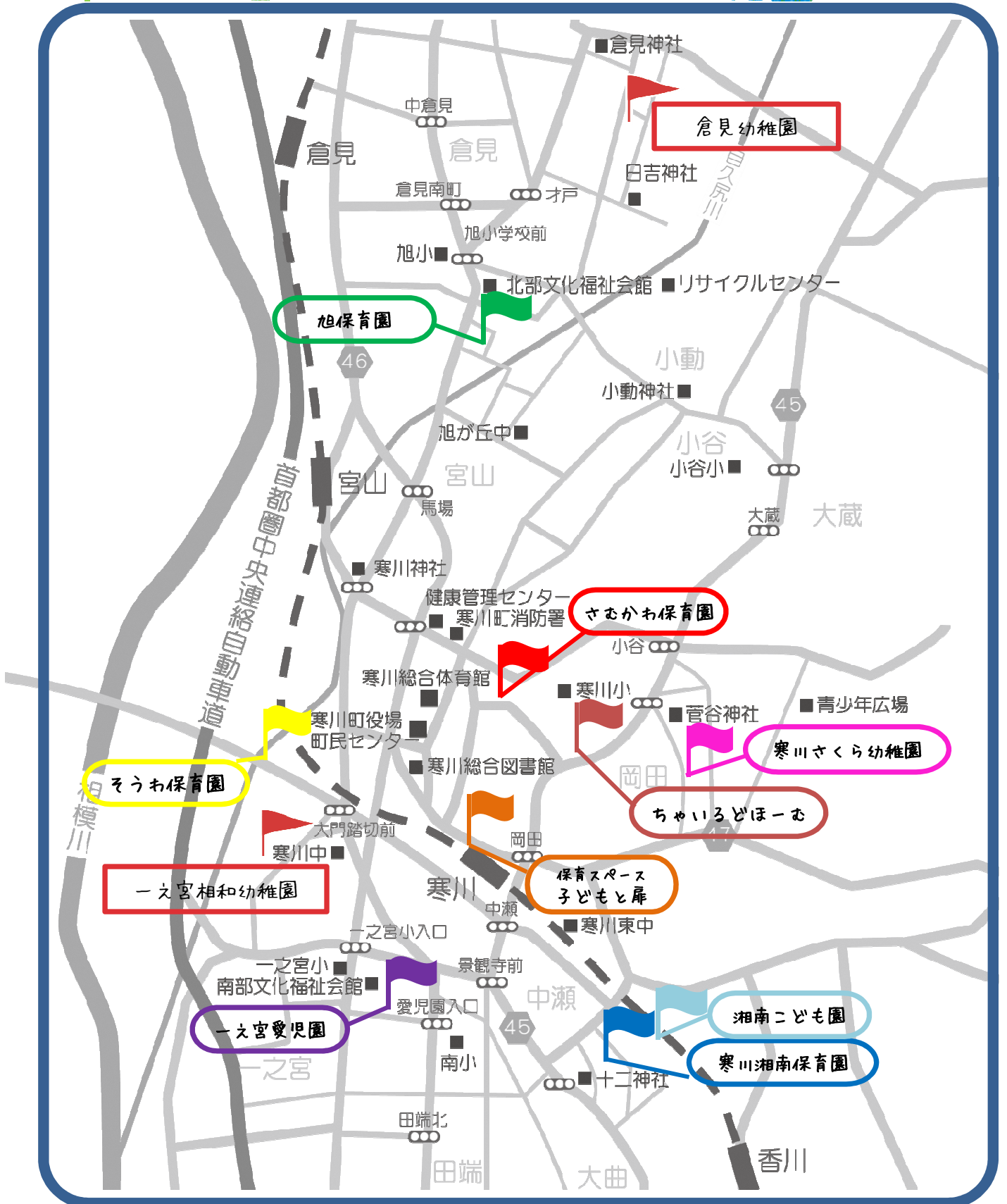
小規模保育事業所とは・・・0歳児から2歳児までを対象に、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育をすところ。ひとりの保育者が担当する子どもの数が少ないため、子どもの発達に応じて手厚く保育を行うことができます。

利用の手続き方法については「4. 申込みから入所までの流れ（P10）」をご覧ください。

3. 寒川町保育所等・幼稚園マップ

保育園 [認定こども園含む]

幼稚園





認可保育所



標準時間	午前7時00分～午後6時00分
開所時間	午前7時00分～午後7時00分
短時間	午前8時00分～午後4時00分
対象年齢	生後6か月になった翌月1日から小学校就学前までの児童

ホームページ (URL)	
さむかわ保育園	http://www.kanagawa-doen.jp/samukawa-hoikuen/
旭保育園	http://www.kanagawa-doen.jp/asahi-hoikuen/
一之宮愛児園	http://www.kanagawa-doen.jp/ichinomiya-aijien/
寒川湘南保育園	https://www.samukawa-shounanhoikuen.jp/



さむかわ保育園



旭保育園



一之宮愛児園



寒川湘南保育園

延長料金（認定時間外の開所時間のお預かり料金）は施設毎に異なります。
各自、希望施設にお問い合わせください。※延長料金は、保育所等に直接支払います。

さむかわ保育園

住所	宮山935
電話	75-0134
定員	180人



旭保育園

住所	宮山2194
電話	75-0773
定員	180人



一之宮愛児園

住所	一之宮8-3-1
電話	75-0729
定員	180人



寒川湘南保育園

住所	大曲1-10-7
電話	75-9100
定員	90人



ホームページ (URL)	
湘南こども園	https://shounankodomoen.jp/
寒川さくら幼稚園	http://samukawasakura.com/



湘南こども園



寒川さくら幼稚園

認定こども園 (幼保連携型)

湘南こども園

住所	大曲1-1-6
電話	84-9229
定員	50人



認定こども園 (幼保連携型)

寒川さくら幼稚園

住所	岡田4-20-35
電話	75-0728
定員	46人



開所時間	午前7時00分～午後7時00分
標準時間	午前7時00分～午後6時00分
短時間	午前8時00分～午後4時00分
対象年齢	生後6か月になった翌月1日から 小学校就学前までの児童


開所時間	午前7時30分～午後6時30分
標準時間	午前7時30分～午後6時30分
短時間	午前8時00分～午後4時00分
対象年齢	1歳児から 小学校就学前までの児童

注意
事前に保育料以外の料金等について、希望する認定こども園に直接ご確認のうえ、お申込みください。


??? 認定こども園 (幼保連携型) ってなに ???

幼保連携型の認定こども園とは、**幼稚園的機能と保育所的機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たす施設**になります。

(※認定こども園の種類には「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」も存在します。)

乳児 (0歳児から2歳児) の1日 

12ページの『保育所の1日』を参考にしてください。

幼児 (3歳児から5歳児) の1日 

教育時間 (午前10時頃から午後2時頃) は幼稚園部の児童と一緒に「教育」を受けます。
※お昼寝は施設・学年齢により異なりますので園に直接ご確認ください。

家庭的保育施設・小規模保育施設の連携について

2歳児クラス満了後は各施設が契約している連携施設に入所することになります。

連携施設以外を希望する場合は再度、入所審査を受ける必要があります。



小規模保育施設



ホームページ (URL)	
そうわ保育園	https://souwanursery.jp/
ちやいるどほーむ	https://ch.childhome.co.jp/



そうわ保育園



ちやいるどほーむ

開所時間	午前7時30分～午後7時00分
標準時間	午前7時30分～午後6時30分
短時間	午前8時00分～午後4時00分
対象年齢	生後6か月になった翌月1日から 3歳の誕生日を迎えた年の 年度末までの児童

そうわ保育園

住所	一之宮4-5-10
電話	75-0066
定員	19人



そうわ保育園の連携施設は
一之宮相和幼稚園となっています。

開所時間 (土曜日)	午前7時00分～午後7時00分 (午前8時00分～午後4時00分)
標準時間	午前7時00分～午後6時00分
短時間	午前8時00分～午後4時00分
対象年齢	生後6か月になった翌月1日から 3歳の誕生日を迎えた年の 年度末までの児童

ちやいるどほーむ

建設 予定地	岡田2-22-16 レザンパールⅡ
電話	81-5413
定員	19人



ちやいるどほーむの連携施設は
旭保育園 もしくは **一之宮愛児園**
となっています。

※各施設の入所人数は年度により異なります。



家庭的保育施設



ホームページ (URL)	
子どもと扉	https://www.kotobira.com/



子どもと扉

● 見学必須 ●

保育スペース
子どもと扉

住所	岡田1-2-8 〒174-0002
電話	95-7113
定員	5人



開所時間	午前8時00分～午後6時00分
標準時間	午前8時00分～午後6時00分
短時間	午前8時00分～午後4時00分
対象年齢	生後6か月になった翌月1日から 3歳の誕生日を迎えた年の 年度末までの児童

保育スペース『子どもと扉』の連携施設は
さむかお保育園となっています。

保育スペース『子どもと扉』は申込み前に『施設見学』が必須となっています。
申込みの際に、施設見学後に施設から渡される「見学証」の提出が必要です。提出がない場合は「希望する保育所」とされていても**審査対象外**となりますので、必ず、見学および見学証の提出をお願いします。**見学のお申し込みは、施設に直接お問い合わせください。**

寒川町内には認可外保育施設はありません。(令和5年10月1日現在)



『ここdeサーチ』から近隣市町村の
施設を検索できますので、ご活用ください。
(検索方法は別紙参照)



[ここdeサーチ]

◎ 開 所 曜 日 ◎



月曜日から土曜日まで開所しています。
※ただし、土曜日の利用については入所後に保育所
等で
手続きが別途必要です。
※『子どもと扉』のみ**月曜日から金曜日**までの
開所となりますので、ご注意ください。

◎ 閉 所 日 ◎



- * 日曜日
 - * 国民の祝日
 - * 年末年始
- [12月29日から翌年1月3日まで]



町外の保育所等について、「開所時間」「標準時間」「短時間」の
時間設定が異なりますので、直接お問い合わせのうえ、ご確認ください。

4. 申込みから入所までの流れ

支給認定の詳細については、「5. 支給認定について」をご確認ください。

支給認定

※保育所等入所申込みと同時にできます。

『給付認定申請書』を提出し、
『支給認定証』の交付を受けます。
※原則、保護者宛で郵送します

※『支給認定証』は、保育所を退所するまで大切に保管してください。支給認定を変更する際は、必ずお持ちください。

入所申込書等提出

提出先：寒川町役場 保育幼稚園課
締切日：入所希望月の前月15日まで
(閉庁日の場合は、直前の平日)

●●●町外保育所を希望する場合は●●●

提出先：寒川町役場 保育幼稚園課

締切日：希望する市町村の締切日

(ご自身でご確認ください)の**1週間前**

なお、結果の通知等も寒川町をとおして行います。

入所審査会

●●● 利用調整を行います ●●●

入所希望月の前月20日頃に、申請者の希望・保育所等の状況により利用調整を行います。

入所保留

「入所保留」を通知します。

申込後、**最初の審査月のみの発行**となります。

審査継続を希望している場合は、以降6か月間(もしくは年度末迄)毎月入所審査を行います。

入所内定

●●● 『入所承諾』を通知します ●●●

入所

以降6か月間の入所審査の結果、入所が決まった際には『入所承諾』を通知します。

入所説明会

入所が決めた保育所等にて、入所に関する説明会が開催されます。
保育所等での生活に関する質問は、保育所等にお問い合わせください。

通所開始

1日より通所開始です

入所当初は、必ず慣らし保育があります。
期間については、入所児童により異なりますので、保育所等と相談しながら進めてください。
※慣らし保育の省略はできません。

●●●●● 認定こども園の場合は・・・ ●●●●●



幼稚園部分

- ① 園に直接申し込み
- ② 園から入園内定
- ③ 園を通じて支給認定申請を行う
- ④ 町から支給認定証交付を受ける
- ⑤ 園の決まりに従い、入園手続きを行う



保育所部分

- ① 町に「保育の必要性」の給付認定申請を行う
- ② 町から支給認定証交付を受ける
- ③ 園の利用希望を町に申し込む
- ④ 町が利用調整を行う
- ⑤ 利用決定後、園と契約を結ぶ

5. 支給認定について

注意 認定区分の変更は、**変更したい月の前月末日から5開庁日前迄**となります。

年齢や保育の必要量によって、『認定』内容が変わります。

1号認定	保育の必要性がない満3歳以上の児童 ※幼稚園や認定こども園（幼稚園部に通所する児童）		
2号認定	保育の必要性がある満3歳以上の児童	➡	標準時間 短時間
3号認定	保育の必要性がある満3歳未満の児童		

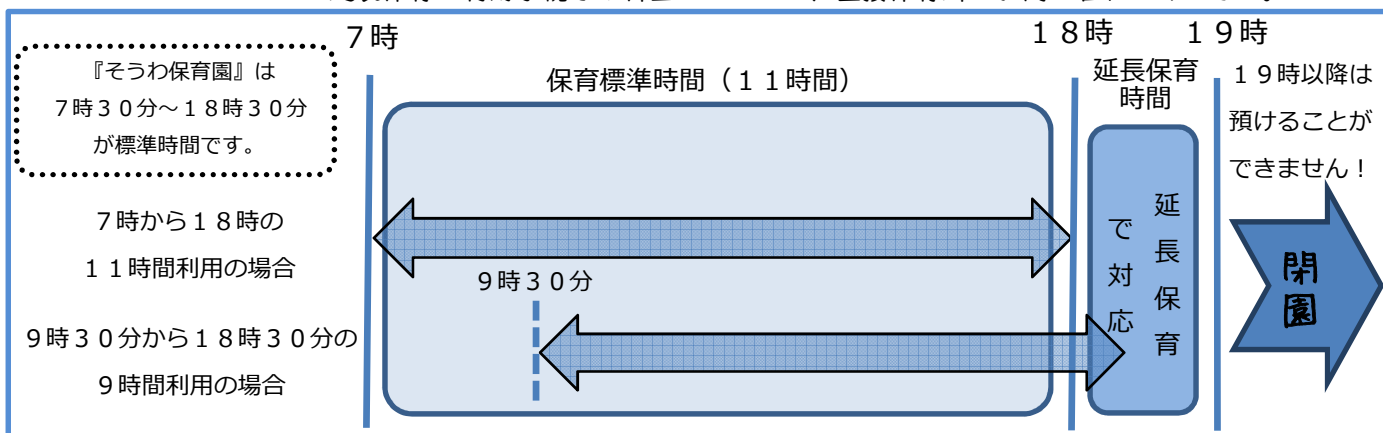
保育標準時間・・・月120時間以上の就労等を想定した利用。

保育所等の利用可能時間は11時間。

産前・産後休暇も標準時間となります。



注：『寒川さくら幼稚園』『子どもと扉』『そうわ保育園』以外の町内保育所等の場合、7時から18時の範囲で利用できます。18時から19時は別途、延長料金が発生します。延長保育の利用手続きや料金については、直接保育所へお問い合わせください。



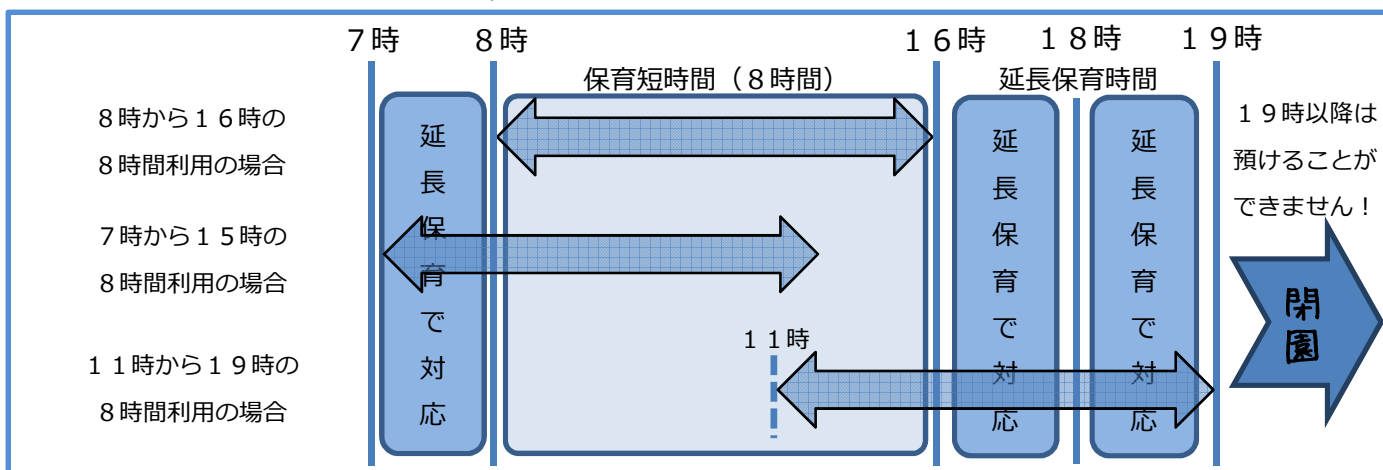
保育短時間・・・月64時間以上120時間未満の就労等を想定した利用。

保育所等の利用時間は8時間。

求職中や育児休業中、内職もしくは疾病等も原則短時間となります。



注：町内保育所等の場合、8時から16時の範囲で利用できます。その他の時間は別途、延長料金が発生します。延長保育の利用手続きや料金については、直接保育所へお問い合わせください。

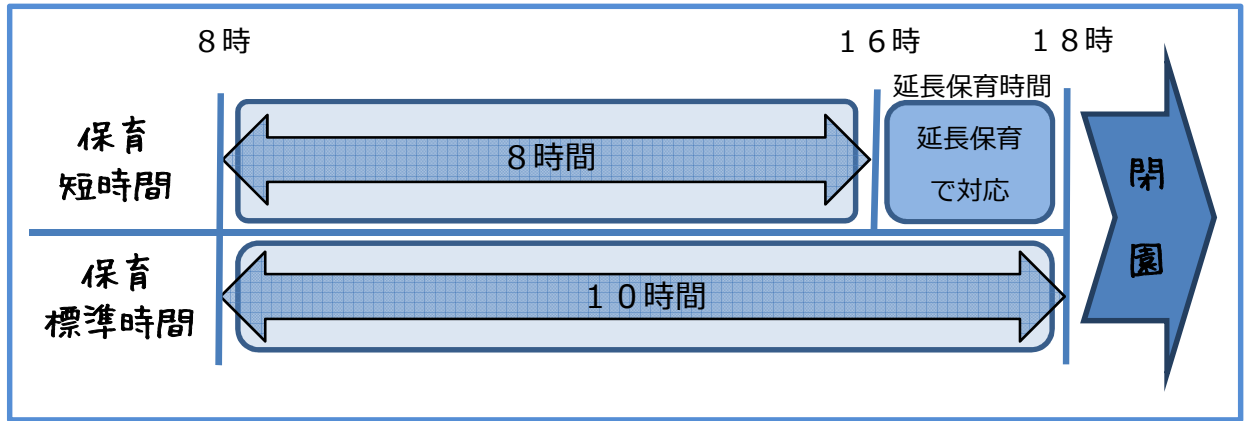




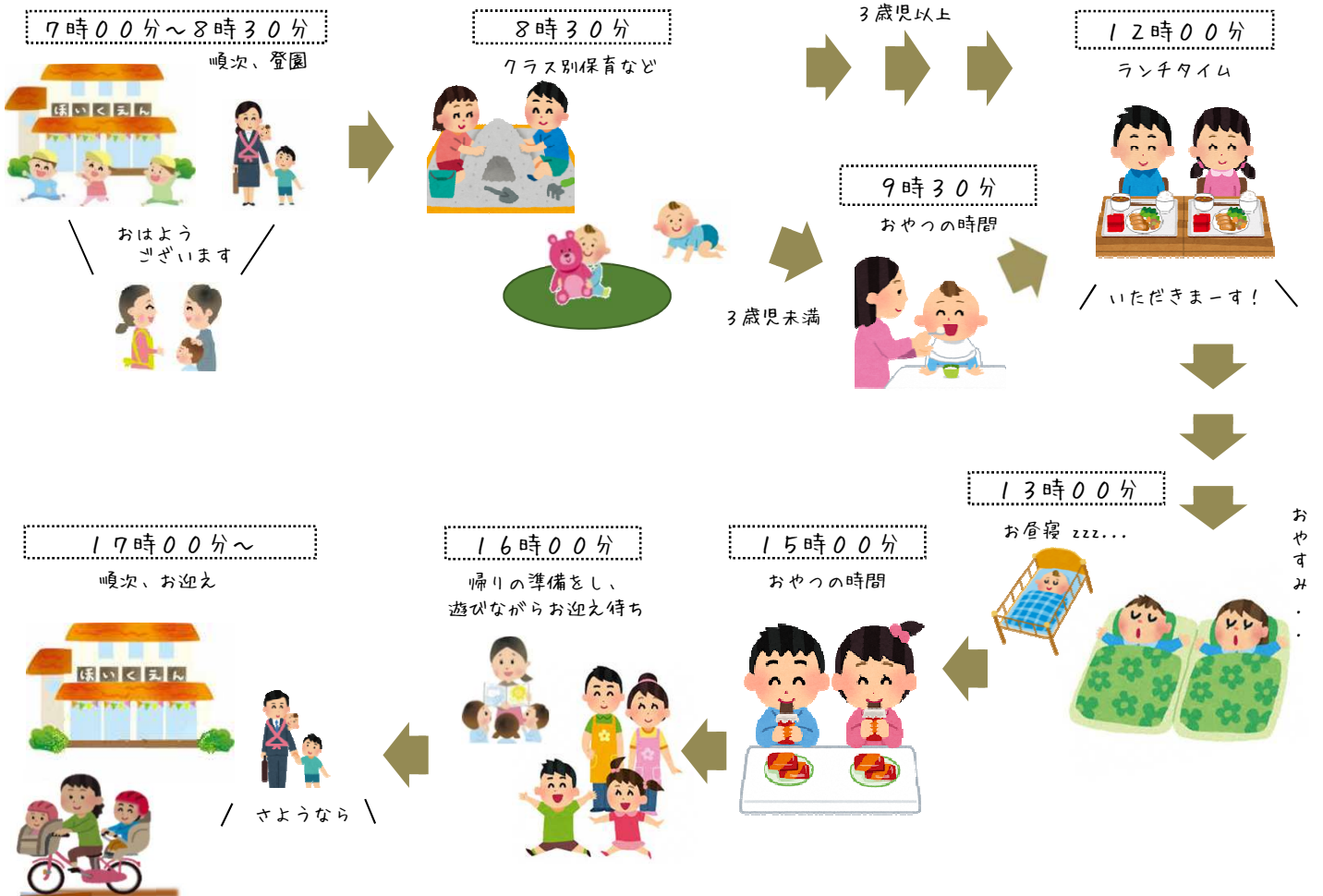
保育スペース『子どもと扉』
のお預かり時間について・・・

土曜日は閉所しております

保育時間	
保育短時間	8時から16時【8時間】
保育標準時間	8時から18時【10時間】
延長保育[保育短時間のみ]	16時から18時



6. 保育所の1日 ※一例です



7. 入所要件について

保護者等が以下のいずれかの要件を満たしていることが、お申込みおよび入所の条件となります。（必要書類については「8. 申込みに必要な書類」をご覧ください。）

※児童と同居の65歳未満の成人すべてが要件を満たしている必要があります。

注意

入所後に要件が変わる場合は、原則、再度入所申込みが必要となります。

入所要件	要件の詳細	
就 労 ※育児休業・求職活動を含む	入所可能期間	就労している期間
	週3日以上で月64時間以上の就労をしている場合 * 求職活動中（起業準備含む） ・・・入所後、3か月以内に就労を開始する場合 * 育児休業中・・・入所した翌月1日までに復職できる場合 ※上記を満たせない場合は、原則、退所となります。	
妊娠・出産	入所可能期間	出産予定日が含まれる月を含めた原則3か月間（自由に設定可）
	※切迫早産等により入所可能期間より前に保育の必要性が生じた場合は、診断書の提出が必要です。	
疾病・障がい	入所可能期間	療養の必要がなくなった日が含まれる月の月末まで
	保護者が負傷しているもしくは疾病がある、または、身体・精神等に障がいを有しており保育が困難な場合 ※有効期間内の障害者手帳等や診断書の提出が必要です。	
介護・看護 (同居の場合)	入所可能期間	介護・看護の必要がなくなった日が含まれる月の月末まで
	同居している親族に、長期にわたって疾病や身体・精神等に障がいを有している人がいるため、保護者が常時介護・看護を行っている場合 ※長期入院している場合も含まれます。	
災害復旧	入所可能期間	災害による復旧が完了した日が含まれる月の月末まで
	火災・風水害・地震により、家を失ったり破損した等により、保護者が災害復旧にあたる場合	
就 学	入所可能期間	通学期間中
	*学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらの準ずる教育施設に在学している場合 *職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する「公共職業能力開発施設」において行う職業訓練もしくは第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練もしくは職業訓練」または「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合	
虐待・DV	入所可能期間	保育が必要と認められる期間
	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の可能性があり、家庭で保育が困難な場合	
その他	上記に類する状態として町が認める場合	

8. 申込みに必要な書類

継続で申込む場合は、①②の提出は不要です。
変更があった時のみ提出してください。

書類名称		内 容	備 考
必須 全員提出	①給付認定申請書	保育の必要量等の認定に使用します	「5. 支給認定について」参照
	②マイナンバー記入用紙（※）	保育料等算定に使用します ※「ぴったりサービス」から申請する場合は不要です。 (ただし令和6年5月入所申請以降)	添付書類は用紙裏面を参照
	③保育施設等の利用申込書	保育所等の利用希望内容や児童の世帯状況等の確認に使用します	
	④児童状況書 兼健康状況申告書	児童の成長過程やアレルギー等を確認します	
	⑤確認・誓約書	※全項目必ずお読みください 保育所等入所申込み・入所をするにあたっての確認事項や約束事項が記載されています。一つでもご了承いただけない場合は、入所を承諾できません	
	※ 課税証明書等	必要な場合のみ個別に依頼します	

↓★マークの書類は、就労先等に作成を依頼してください。

書類名称		内 容	備 考			
選択 入所要件を証明する書類 就 労	⑥就労証明書（★） ※自営等の場合は添付書類を必ず添付してください。 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内	就労状況の確認に使用します	会社員・公務員 派遣社員・パート等			
		就労状況の確認に使用します ※添付書類必須（未提出の場合は減点となります） 自営中心者：A 1点・B 1点以上 ※片方のみは認めません 自営協力者：A 1点・B 1点以上 ※Aは提出できる場合のみで可				
		A を会 社 認 等 類 で の 運 営	<input type="checkbox"/> 税務署に提出する開業の届出書 <input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> パンフレット・チラシ・ホームページ <input type="checkbox"/> 事業所名が印字された公共料金領収書 <input type="checkbox"/> 事業所名義の賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> その他、上記に代わるもの	自営業・個人事業主 自営補助		
		B 継続して働いていることが分かる書類				
		<table border="1"> <tr> <th>自営中心者</th> <th>自営協力者</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 請求書・領収書 <input type="checkbox"/> 請負契約書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 報酬の記録 等 </td> <td> <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 出勤の記録 <input type="checkbox"/> その他 (上記に代わるもの) </td> </tr> </table>	自営中心者	自営協力者	<input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 請求書・領収書 <input type="checkbox"/> 請負契約書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 報酬の記録 等	<input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 出勤の記録 <input type="checkbox"/> その他 (上記に代わるもの)
自営中心者	自営協力者					
<input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 請求書・領収書 <input type="checkbox"/> 請負契約書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 報酬の記録 等	<input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 出勤の記録 <input type="checkbox"/> その他 (上記に代わるもの)					
★⑦復職証明書 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内	復職の確認および就労状況の確認に使用します。 ※産前産後休暇・育児休業・休職等を終了し復職する予定日が決定した場合	入所後、1か月以内の復職が必要です。				
★⑧育児休業取得証明書 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内	産前産後休暇もしくは育児休業の取得状況、復職予定日の確認に使用します。 ※育児休業中に入所申込みをする場合等	1か月以内に復職しなかった場合は退所となります。				
タイムスケジュール表 (※任意書式可)	ダブルワークや自営業もしくは内職等で、就労時間が固定ではない、もしくは分散する場合に上記の書類と併せて提出してください。 ※書式は任意（町保育幼稚園課にも用意があります）					

書類名称		内 容	備 考	
選択 入所要件を証明する書類	妊娠・出産	⑨出産連絡票	母子手帳の写し ※寒川町発行の母子手帳の場合は表紙と4ページの写しを添付	
		診断書		妊娠・出産を事由とした入院や療養の必要がある場合は、出産連絡票と併せて提出してください。 ※切迫早産等で原則（3か月）以上の入所期間を必要とする場合は必須
	疾病・障がい	各種手帳 もしくは受給者証	障がい内容の確認に使用します。	各種手帳もしくは各種受給者証等の写し
		診断書	疾病状況等の確認に使用します。 明確に「 保育所等での保育が必要である理由 」の記載が必要です。（診断内容のみの診断書は不可）	入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。
	介護等	⑩介護申立書	介護が必要な状況の確認に使用します。	
		タイムスケジュール表 （※任意書式可）	介護・看護に携わる時間等の確認に使用します。	
	復旧 災害	罹災証明書の写し	罹災状況の確認に使用します。 寒川町民の場合は、消防署・町町民安全課にて発行されます。「災害見舞金」の申請にも使用します。	
	就学	⑪就学証明書	就学状況の確認に使用します。	入学許可証の写し 学生証の写し 講義スケジュール等
		タイムスケジュール表 （※任意書式可）	就学要件による認定区分は「短時間保育」です。 講義スケジュール等により「標準時間保育」を希望する場合は提出してください。	
	活求 動職	⑫求職活動申告書 ・求職活動記録表	求職活動内容を確認します。 ※未活動の場合は、求職活動申告書のみ記入してください。	
その他 （※該当する場合のみ提出）	⑬ひとり親家庭である ことの申立書	ひとり親家庭においては、審査での指数加点や保育料等の減免等があります。 提出がない場合は、加点および減免はできません。 添付書類未提出の場合も同様です。	戸籍謄本 他、申立書参照	
	⑭調整指数の加点にかかる 申出書	認可保育所等での就労状況の確認に使用します。 提出がない場合は調整指数の加点はできません。 ※1.本申出により入所が決定した場合、入所審査時の就労状況を維持することが入所継続要件となりますので「保育士としての就労を辞める場合」「町内保育所等から町外保育所等へ転職する」場合は退所となります。 ※2.幼稚園は対象外です。	保育士等の資格を証明する書類の写し （保育士証等）	
	⑮保育証明書	保育所等への入所要件を満たすため、認可外保育施設等を利用していること の確認に使用します。 提出がない場合は、優先対象とすることはできません。		
	⑯海外収入申告書	保育料算定の対象となる期間に海外に住んでいた、もしくは海外での収入がある場合は提出が必要です。提出がない場合は正しく保育料算定が行えないためC18階層となります。（11.利用者負担金（保育料）について参照。	収入額を証明する各種明細書等	
	⑰転入に関する申立書	寒川町転入後の住所の確認に使用します。 ※入所が決定した場合においても、入所する月の前月月末までに寒川町に住所を異動していない場合は 入所の決定を取り消します。	賃貸契約書 売買契約書 等	



町外の保育所に通所中で町内保育所への入所を希望する場合は、入所申込みが必要です。（「転所」の扱いにはなりません。）

地域型保育施設（小規模保育・家庭的保育）に通所中で認可保育所等への入所を希望する場合は、入所申込みが必要です。（「転所」の扱いにはなりません。）



入所要件によって、提出する書類が異なります。
保護者や同居する65歳未満のすべての人が「7.入所要件について」を満たし、該当する書類の提出が必要です。

各書類の有効期間は 証明日から1か月以内 です！
★マークのある書類は、就労先等に依頼して証明してもらう書類です。



なにかあった時には、
必ず町保育幼稚園担当に
ご連絡ください！！

入所後も、なにかしらの変更が生じる場合は
その都度、該当する書類の提出が必要です！

たとえば・・・

● 転職を考えている

→ 転職する前に、必ずご相談ください。
相談なく転職したことが発覚した時には、発覚した月の末日をもって退所していただきます。

● 児童の祖父母と同居することになった

→ 児童と同居する20歳以上（学生除く。）65歳未満の人全員に保育を必要とする要件が必要です。
保育を必要とする要件を満たさない人がいる場合、同居開始から3か月以内に要件を満たさない場合は、退所となります。

● 離婚します

→ 保護者変更の手続きが必要になる場合があります。
また、保育料等が減免になる可能性がありますので『ひとり親家庭であることの申立書』を必ずご提出ください。ただし、離婚しても同居している場合は（一緒に住んでいなくても住民票が同じ場合も同様）ひとり親として取り扱うことはできません。
※血縁関係者以外の成人は、原則、パートナーと判断します。パートナーと同居している場合も、ひとり親として取り扱うことはできません。

● 再婚します

→ 世帯員変更の手続きが必要です。
住所が異なる場合でも、再婚した人の保育を必要とする要件の証明等が必要です。また、保育料の算定対象となりますので、マイナンバーもしくは課税証明書の提出が必要です。

● 町外に転出します

→ 1. 寒川町内で就労している
継続して通所可能です。転出先の保育所関係課にて手続きをお願いします。
※ただし、町内での就労時間が64時間以上を満たしていない場合は対象になりません。
2. 寒川町内で就労していない
3か月間は継続して通所できます。
住民基本台帳上での異動日によって退所となる月が異なりますので、異動日が決まり次第、ご相談ください。また、転出が事前に分かっている場合は他市の保育所申し込みを行っておくとスムーズです。

9. 申請後・入所決定後の注意事項について

● 申込み後の注意事項・・・

□ 申込みを辞退（取り下げ）したい

入所申込みを取り下げたい場合は、町保育幼稚園課へ「保育所等（入所・申込）辞退届」を提出してください。

□ 申込みした時と状況が変わった

入所要件に変更があった場合は、必ず町保育幼稚園課へご連絡のうえ、必要書類を提出してください。ご連絡や書類等の提出がない場合は正しい審査を行うことができないため、内定取消もしくは退所となることもあります。

● 入所決定後の注意事項・・・

□ 入所承諾後に承諾取消・退所となることがあります。

◆ 審査の公平性が保てないと判断されるとき

申込みした時と入所承諾後の内容が変わっていることが判明し、入所審査の公平性が保てないと判断できる場合は、入所承諾の取消もしくは退所となる場合があります。

◆ 保育所等が安定した運営を行えないと判断されたとき

保育所等は集団で生活する場ですので、基本的には、個別の対応はできかねます。保育所等への要望の内容が対応しきれないと判断されるときは、退所していただく場合もございますので、ご了承ください。

◆ お子さまを安全にお預かりすることが難しいと判断されたとき

疾病・服薬・医療行為等の対応が必要な状態の場合もしくは必要な状態になった場合に、保育所等でお子さまをお預かりすることが難しいと判断される場合には入所承諾の取消もしくは退所していただくことがあります。お預かりできるよう努力はいたしますが、他のお子さまの安全も確保する必要があるため、ご理解をお願いいたします。

● 入所承諾後に辞退し、再度申込みをしたいとき・・・

□ 再度、すべての書類をご提出ください。

入所承諾をした時点で、ご提出いただいていた「入所申込書等」は無効となります。

複数の保育所等を希望していた場合でも、入所承諾とした時点で他の保育所等への利用申込みも無効となります。入所が内定した施設以外への入所を希望する場合は、改めてお申込みください。なお、ご提出いただいている書類の返却やコピーはできませんので、ご了承ください。

また、入所辞退した月の「保留通知」もしくは「保育所入所審査結果について」は発行できません。

● 入所時点での妊娠・出産について（妊娠・出産要件での入所は除く）

入所日時点において妊娠12週0日を過ぎていた場合は、産後休暇が満了する月の月末をもって原則、退所とする。（入所日より産前休暇開始まで6か月間就労していること。入所日より6か月以上の就労期間がある場合は、育児休業を取得でき、かつ1年以内に復職する場合において継続入所を認める。）※「16. よくある質問（Q&A）」のQ9参照

10. 町外にお住まいの方の申込みについて

申込書類・追加書類は、必ず現在お住まいの市区町村の保育所関係課の窓口を通じて、寒川町の締切日（入所希望月の前月15日※閉庁日の場合は直前の平日）に間に合うようにご提出ください。締切日を過ぎた場合は次月から審査対象とします。



寒川町に転入予定がある方

申込書類は、寒川町の書式をご提出ください

転入のお手続きが済んだら、必ず町保育幼稚園課窓口へお立ち寄りください。
転入の確認ができないと、入所承諾を取り消す場合がありますのでご注意ください。

⑧転入に関する申立書および添付書類をご提出ください

提出がない場合は、審査対象外となります（在勤要件がある場合は町外在住として減点をしたうえで審査します）。

賃貸契約の関係等で明確な住所が決まっていない場合は、その理由を「 未定」の横にご記入ください。「入所が決まったら転入する」等の場合は、町外在住として減点したうえで審査を行います。

※同居のため転入する場合、同居予定の方が65歳未満の場合は入所要件が確認できる書類（「8. 申込みに必要な書類」参照）の提出が必要です。提出がない場合は減点となります。）

入所決定後、入所前月末日までに転入が確認できない場合は入所承諾取消となります。



寒川町に転入予定はないが在勤・在学要件がある方

申込書類は、寒川町書式・お住まいの自治体書式、どちらでも構いません

町が必要とする書類等と同等の内容の必要書類を揃えてご提出ください。不足書類がある場合は、減点となる場合があります。

町内で月64時間以上の就労が必要です

町内での就労時間が月64時間を満たしていない場合は「求職中」として審査しますので、入所した場合は3か月以内に町内にて月64時間以上の就労を開始する必要があります。町内での就労時間が月64時間以上を満たせない場合は退所となります。

※町内在住の方が町外に転出した場合においても、町内で月64時間以上の就労がない場合は在勤要件なしと判断いたします。



寒川町に転入予定のない方

申込みは受け付けません。

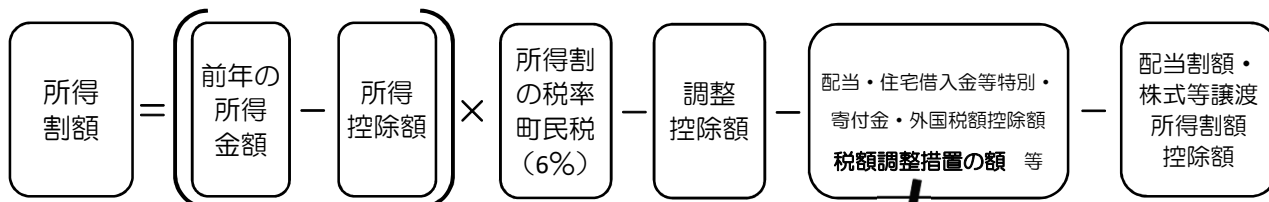
ただし、住所を異動できない事情がある場合等はこちらにご相談ください。

11. 保育料について

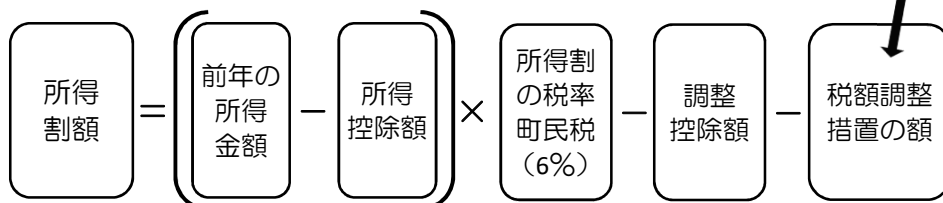
保育料は、児童の扶養義務者（父母・同居のパートナー・同居の祖父母）の世帯の市町村民税、児童の年齢および支給認定（標準時間・短時間）によって決まります。（具体的な保育料は「12. 利用者負担金（保育料）について」参照。）

市町村民税の仕組みと保育料および副食費免除に用いる所得割額について

市町村民税所得割額の算定方法



保育料算定に用いる所得割額



●市町村民税とは・・・●

前年1月1日から12月31日までの所得等にかかる税金で、均等に負担する『均等割』と、課税所得に応じて税率を掛けた金額を負担する『所得割』があります。市町村民税は、その年の1月1日現在に住民登録があった市町村で課税されます。

●保育料は・・・●

毎年9月が保育料の切り替え月となっております。

保育料の算定に用いる市町村民税の該当年は以下のとおりです。

- 令和6年4月から8月までの保育料 ⇨ 令和4年中の所得等にもとづく市町村民税
- 令和6年9月から翌年8月の保育料 ⇨ 令和5年中の所得等にもとづく市町村民税

●海外収入がある場合は・・・●

[該当する年度の1月1日時点で国内に住民票がある場合]

1. 【町外在住だった場合】
 - ① 課税証明書
 - ② ⑯海外収入申告書
2. 【町内在住だった場合】
 - ① ⑯海外収入申告書

[該当する年度の1月1日時点で国内に住民票がない場合]

- ① ⑯海外収入申告書
- ② 控除対象経費が分かるもの（ex. 社会保険料・生命保険料 等）



特別徴収の場合・・・

会社員等で給与等から市町村民税が天引きされている場合。
 毎年、5月から6月頃に勤務先経由で交付される『令和〇〇年度町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』中央部に記載されている金額を確認してください。

税	町 民 税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
額	県 民 税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
		特別徴収税額⑧	
		...	



ココです!!

※寒川町の税額通知書の場合（一部抜粋）

『住宅借入金等特別税額控除（町民税のみ）』や『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額を所得割額に加えた額で、保育料をご確認ください。
 ※各控除の詳細については、特別徴収税額の決定・変更通知書の裏面をご覧ください。
 なお、町民税のみの『住宅借入金等特別税額控除』『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額は税額通知書には記載されておりませんので、お手数ですが、町税務収納課（町民税担当）へお問い合わせください。

普通徴収の場合・・・

自営業など個人で住民税を納めている場合。
 毎年6月中旬頃に郵送される『令和〇〇年度町民税・県民税税額決定通知書・納税通知書』2枚目表面の中央部に記載されている金額を確認してください。

税 額		町 民 税	県 民 税
総 所 得			
... (中 略) ...			
税 額 控 除 額			
所 得 割 額			
均 等 割 額			
合 計			

『住宅借入金等特別税額控除（町民税のみ）』や『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額を所得割額に加えた額で、保育料をご確認ください。
 ※町民税のみの『住宅借入金等特別税額控除』『ふるさと納税による寄付金控除』の控除額は税額通知書には記載されておりませんので、お手数ですが、町税務収納課（町民税担当）へお問い合わせください。



ココです!!

※寒川町の税額納税決定通知書の場合（一部抜粋）

12. 利用者負担金（保育料）について

令和6年度以降は現在未定のため、令和5年度実績を掲載しています。

階層 区分	市町村民税 所得割課税額	徴収金基準額（月額・円）				
		3歳児未満【3号認定】		3歳児以上【2号認定】		
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
A	生活保護世帯による被保護世帯（単給世帯含）	0円				
B	市町村民税非課税世帯	0円				
C1	均等割額のみ在世帯	5,900円	6,100円	<p>「13. 副食費の徴収について」「14. 副食費の免除対象対象者について」参照</p> <p>※ただし、副食費は別途かかります。</p> <p>幼児教育・保育無償化により 保育料0円</p>		
C2	所得割課税額が右の区分に該当する世帯	24,300円未満	7,500円			7,700円
C3		24,300円以上48,599円まで	9,300円			9,500円
C4		48,600円以上60,699円まで	12,900円			13,200円
C5		60,700円以上72,799円まで	15,800円			16,100円
C6		72,800円以上84,899円まで	18,600円			19,000円
C7		84,900円以上96,999円まで	21,600円			22,000円
C8		97,000円以上114,999円まで	26,700円			27,200円
C9		115,000円以上132,999円まで	30,400円			31,000円
C10		133,000円以上150,999円まで	34,200円			34,800円
C11		151,000円以上168,999円まで	37,900円			38,600円
C12		169,000円以上212,999円まで	44,000円			44,800円
C13		213,000円以上256,999円まで	48,300円			49,200円
C14		257,000円以上300,999円まで	52,600円			53,600円
C15		301,000円以上348,999円まで	55,400円			56,400円
C16		349,000円以上396,999円まで	58,100円			59,200円
C17		397,000円以上444,999円	62,500円			63,600円
C18		445,000円以上	65,200円			66,400円



満3歳になった年度中の保育料は『3歳児未満【3号認定】』になります。教育・保育無償化の対象となるのは満3歳になった後にむかえる**4月から**です。

保育料は毎年9月に切り替わります。

※8月までは前年度分（2年前の1日から12月31日までの収入に対する税額）、9月以降は当該年度分（前年の1月1日から12月31日までの収入に対する税額）の市町村民税をもって保育料を決定します。



世帯年収が60万円未満の世帯は、同居・別居を問わず生計が同一の子どもや孫等について、最年長の子どもから順に数えて、2人目は表の金額の半額、3人目以降については0円となります。ひとり親や在宅障がい児・者の居る世帯についても負担軽減が適用される可能性がありますので、別途お問い合わせください。

小学校就学前のきょうだいについて、最年長の子どもから順に2人目は表の金額の半額、3人目以降については0円になります（多子軽減という）。



税制改正による都道府県から指定都市への税源移譲により、政令指定都市にて課税されている場合の所得割金額は政令都市以外での課税額に再計算のうえで算定されます。

13. 副食費の徴収について



食材料費のうち『おかず・牛乳・おやつ等』にあたる部分を『副食費』と言います。

3歳児以上の児童については『副食費』を通所する保育所等に直接お支払いいただきます。
(3歳児未満の児童については保育料に食材料費が含まれているため、お支払いの必要はありません。)

● 金額 ●

月額 4,700円

● お支払先 ●

通所する保育所等

● お支払期日 ●

該当月の前月末日

◆ 金額について ◆

食材の購入等の計画に影響するため、町内保育所等では固定額となります。
町外保育所等に関しましては、金額・お支払期日ともに、直接、該当する自治体もしくは保育所等にお問い合わせください。

◆ 主食について ◆

各自持参もしくは別途、主食代がかかります。主食代の設定は、施設により異なりますので、直接、お問い合わせください。

食材料費が幼児教育・保育無償化の対象とならない理由は・・・

1. 在宅で保育をする場合においても生じる費用である
2. 授業料が無償化されている義務教育の学校給食においても自己負担となっている
3. その他の社会保障分野（介護等）においても、食事は自己負担となっている
・・・等々。

お支払いが滞ったら・・・

児童手当からお支払いいただくことができます。ぜひ、ご利用ください。



児童手当の振込月：6月・10月・2月

● 副食費お支払いイメージ ●

前月末までに 月額4,700円 を保育所に支払う



① 副食費を請求

② 副食費の支払（前月月末）

6月分：5月末支払
7月分：6月末支払
8月分：7月末支払
9月分：8月末支払



※徴収方法は各保育所等で異なります。

14. 副食費の免除対象者について

下記の条件に当てはまる児童については、副食費は徴収免除となります。

【副食費免除対象者】

1. 世帯年収360万円未満相当の児童
2. 未就学児童のうち1番年長児から数えて第3子以降の児童

※つまり、副食費を支払うのは・・・






- ① 世帯年収360万円以上相当の児童
- ② 年上のきょうだい未就学児童に2人以上いない児童

ということになります。

副食費の徴収免除対象者には、個別に通知します。

【たとえば・・・】

A. 世帯年収350万円の世帯の児童（生まれた順番に関わらず免除対象）

 中学生	 小学生	 保育園	 保育園	 保育園
免除対象			免除対象	免除対象

乳児は完全給食の為対象外。
ただし、3歳児以上の場合は

B. 世帯年収600万円の世帯の児童（未就学児童のうち、第3子以降の児童）

 5歳児	 4歳児	 3歳児
免除対象		

収入に関わらず第3子は免除対象。ただし、第1子が小学生になると**対象外**。

C. 世帯年収600万円の世帯の児童

 小学生	 小学生	 保育園
免除対象		

全体としては第3子だが、未就学児童としては第1子となるため**対象外**。

毎年9月が副食費免除対象を算定する切り替え月です。

15. 保育料の支払い方法について

入所した保育所等によって、支払先・支払方法が異なります。

●認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設●

各保育所等に支払います。

※認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設は各施設と保護者の直接契約であるため、各施設が定める方法により保育料を徴収します。詳しい支払方法は、各施設にご確認ください。ただし、保育料は寒川町が決定します。



町内では以下の施設になります。

- 湘南こども園 ●寒川さくら幼稚園
- そうわ保育園 ●ちゃいんどほーむ
- 子どもと扉

●認可保育施設●

寒川町に支払います。

支払方法は以下の2通りから選べます。

※町外公立保育所は所管する市町村が保育料を徴収します。ただし、保育料は寒川町が決定します。



町内では以下の施設になります。

- さむかわ保育園 ●旭保育園
- 一之宮愛児園 ●寒川湘南保育園

口座払い

ご指定の金融機関より、当該月の末日（休日の場合は、その次の平日）に引き落としを行います。残高不足等により引き落としができなかった場合は、翌月10日頃に納付書を郵送します。



寒川町では『**口座振替**』を推奨しております。ぜひご利用ください。

口座振替のできる金融機関			
銀行	横浜銀行	スルガ銀行	みずほ銀行
	りそな銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
	静岡中央銀行	神奈川銀行	ゆうちょ銀行
信用金庫	湘南信用金庫	平塚信用金庫	
その他	さがみ農業協同組合	中央労働金庫	郵便局
	町役場内（指定金融機関派出所）		

※申込み方法・・・町役場や保育所、各金融機関にある「寒川町歳入金口座振替依頼書」に記入・押印のうえ、上記金融機関又は町役場（ゆうちょ銀行除く）へご提出ください。

納付書払い・・・納付書を毎月15日頃に送付します。下記、コンビニエンスストアでも納付できます。

納付場所				
銀行	横浜銀行	スルガ銀行	静岡中央銀行	神奈川銀行
信用金庫	湘南信用金庫	平塚信用金庫		
その他	さがみ農業協同組合	中央労働金庫	町役場内指定金融機関派出所	
	関東（1都6県）及び山梨県に所在する、ゆうちょ銀行・郵便局			
コンビニエンスストア	セブンイレブン	ファミリーマート	ミニストップ	ローソン
	デイリーヤマザキ	ポプラグループ	ニューヤザキ・イレースト	MMK端末設置店
	モバイルレジクレジット（専用アプリ「モバイルレジ」による納付方法）			

注意

納入期限は、当該月の末日（休日の場合は、その次の平日）です。遅れないように、お支払いください。



16. よくある質問



入所申込みに関して

Q1. 保育所等入所申込書の有効期限はありますか？

入所希望月から**6か月間**、もしくは**年度末**が有効期間となります。

(※有効期間については「1. 入所申込書受付期間」参照)

e x . 1 : 入所希望月を4月にした場合

➡ 入所希望月を9月とする審査まで有効

※10月以降も入所を希望する場合は、再度、お申込みが必要です

e x . 2 : 入所希望月を11月とした場合

➡ 入所希望月を3月(年度末)とする審査まで有効

※翌年度4月以降も入所を希望する場合は、再度、お申込みが必要です

例年、次年度4月入所の申込みが10月頃から翌年1月にかけて行われます。当該年度および次年度4月の入所申込み時期が重なる場合は、次年度4月入所申込用書類の写しで可能となる場合もありますので、入所申込書等を提出する前にご相談ください。

提出された書類は返却および貸し出し、もしくは町保育幼稚園課で写しを作成する等の対応は一切できませんので、ご了承ください。

Q2. 年齢の考え方がよくわかりません。

令和6年(2024年)4月1日時点の年齢で申込みクラスが決まります。

保育所等のクラスは学年齢で分けられておりますので、**年度の途中で誕生日が来てもクラスは変わりません。**

●○ 学年齢によるクラス分け表 ○●

学年齢	生年月日	入所期間
5歳児	H30. 4. 2 から H31. 4. 1	R6. 4. 1 から R6. 3. 31
	[2018.4.2 から 2019.4.1]	[2024.4.1 から 2025.3.31]
4歳児	H31. 4. 2 から R2. 4. 1	R6. 4. 1 から R7. 3. 31
	[2019.4.2 から 2020.4.1]	[2024.4.1 から 2026.3.31]
3歳児	R2. 4. 2 から R3. 4. 1	R6. 4. 1 から R8. 3. 31
	[2020.4.2 から 2021.4.1]	[2024.4.1 から 2027.3.31]
2歳児	R3. 4. 2 から R4. 4. 1	R6. 4. 1 から R9. 3. 31
	[2021.4.2 から 2022.4.1]	[2024.4.1 から 2028.3.31]
1歳児	R4. 4. 2 から R5. 4. 1	R6. 4. 1 から R10. 3. 31
	[2022.4.2 から 2023.4.1]	[2024.4.1 から 2029.3.31]
0歳児	R5. 4. 2 から R6. 4. 1	R6. 4. 1 から R11. 3. 31
	[2023.4.2 から 2024.4.1]	[2024.4.1 から 2030.3.31]

Q 3. 寒川町外の認可保育所等に入所申込み（および入所）はできますか？

寒川町外の認可保育所等へ入所申込みをするには・・・

- ① 実態として住んでいる
- ② 在勤している
- ③ 在学している
- ④ 転出することが決まっている（入所が決まった場合、入所日前日までに転入する必要があります。）

上記のうち、ひとつでも当てはまれば入所申込みは可能です。（詳細は希望する保育所等がある市町村に直接お問い合わせください。）

町外の保育所等への入所申込みは、原則、寒川町をとおして行います。入所申込みの締切日は、希望する保育所等がある市町村に合わせますので、ご自身で締切日をご確認いただき、**締切日の1週間前までに町保育幼稚園課に入所申込書等を提出してください。**

Q 4. 求職中でも入所申込み（および入所）はできますか？

申込みできます。

入所後、**3か月以内に週3日以上で月64時間以上の就労**（子ども子育て支援法施行規則第1条の5第1項第1号による）を開始し、就労証明書を**入所後3か月以内に町保育幼稚園課に提出**していただく必要があります。ただし、**支給認定区分の変更を希望する場合は、変更したい月の前月末から5開庁日前までに申請及び就労証明書等の提出が必要です。**

3か月以内に就労を開始できなかった場合は、原則、退所となりますが、書類『⑫求職活動申告書・記録表』の内容によっては1か月入所期間を延長することもありますので、就労を開始するまでは記入を忘れないようにしてください。

Q 5. 月64時間以下の就労をしていますが、入所できますか？

できます。

ただし、求職要件での入所と同じ扱いとなりますので、**入所後3か月以内に週3日以上で月64時間以上の就労**（寒川町子ども・子育て支援法施行細則第2条の規定による）を開始し、就労証明書を**入所後3か月以内に町保育幼稚園課へ提出**していただく必要があります。3か月以内に提出がない場合は退所となります。なお、入所後に就労時間が月64時間以上となることが予め決まっている場合は、その旨が記載された就労証明書をご提出ください。

Q 6. 『保育所入所申込み』の取り下げや『入所内定』を辞退することはできますか？

それぞれについて、『辞退届』の提出をもって取り下げもしくは辞退できます。

ただし、入所内定辞退については、**年度を問わず翌月から6か月間の入所審査において優先度が下がります。**なお、**辞退により入所しない場合には『保留通知』は発行されません。**

（詳しくは『9. 申請後・入所決定後の注意事項について』をご覧ください。）

希望保育所等は、確実に通所することができる所だけ記入してください。

Q 7. 入所希望保育所を変える（順番・増減）ことはできますか？

できます。

『希望保育所等変更届』を町保育幼稚園課に提出してください。

申込提出期限（「1. 入所申込書受付期間」参照）前であれば翌月1日入所の審査会より反映できます。

Q 8. 希望する保育所等をたくさん書くことで不利になることはありますか？

ひとつでも多くの保育所等を希望していただくことで、保育所等に入所が決まる可能性が高くなることはありますが、**不利になることはありません。**

保育所等入所の審査を行う際、あくまでも入所要件による基準点（「17. 入所基準について」参照）等の高い方から入所を決定しております。

e x. A世帯：第1希望 ●▲保育所
B世帯：第1希望 ●▲保育所
第2希望 □○保育所

●▲保育所・□○保育所、各1人ずつ入所可能

- ① A世帯の方が基準点が高い場合 ➡ A世帯：●▲保育所
B世帯：□○保育所
- ② B世帯の方が基準点が高い場合 ➡ A世帯： 保 留
B世帯：●▲保育所

入所内定を辞退した場合は、その後6か月間の入所審査にわたって優先度が下がりますので、確実に通所することができる保育所等のみ希望してください。

Q 9. 就労中ですが出産の予定があります。入所要件は「就労」と「妊娠・出産」のどちらになりますか？

就労の要件として審査を行います。

原則、入所日において妊娠12週0日を過ぎていた場合は、出生日から8週間後が終わる日の翌日が属する月の月末をもって退所となります。

※既に入所している「きょうだい」についても同様に退所となります。

※産後8週間後以降、入所時と同じ就労要件を満たす場合は継続して入所できます。

ただし、退所となる月の翌月に「町長が保育が必要と認める児童」のお申込みがない場合は継続して入所することを認める場合もございますが、翌月以降に「保育の必要性や緊急度が高い児童」のお申込みがあることも想定されますので、**待機児童解消の観点から自宅で保育が可能である場合はご協力ください。**

入所日より産前休暇開始（もしくは出産予定日から6週間前）までの間に6か月以上の就労期間がある場合は、育児休業を取得でき、加えて出生した児童が満1歳になる日までに復職する場合は継続して入所することを認めています。

Q10. 就労要件で入所を希望します。育児短時間勤務（もしくは部分休業等）を利用するか悩んでいます。確認・誓約書にはどのように記載すれば良いですか？

育児短時間勤務（もしくは部分休業等）を取得した場合の勤務時間等を記入のうえで、空白部分に取得するか不明である事を記入してください。

入所審査は「契約時間」ではなく「実際の就労時間（拘束時間）」で行っています。審査の公平性と書類の信ぴょう性を保つためにも、必ず、実際の就労時間の記入をお願いいたします。

なお、育児短時間勤務（もしくは部分休業等）を取得しないと記入して入所した場合で、実際には育児短時間勤務（もしくは部分休業等）を取得していることが判明した時は、判明した月の月末をもって退所していただく可能性があります。（子ども・子育て支援法第24条第1項第3号・同法第3条第1項の規定による）

Q11. 保留通知が発布されない月の入所審査結果が必要なのですが証明書等はできますか？

直近の保留通知発布以降、もしくは入所審査結果を請求した日より過去6か月分まで（ただし、年度内）の入所審査結果を記載した書類を作成することが可能です。請求日から過去6か月以前や前年度以前の証明をすることはできませんので、必要となる可能性がある場合はその都度ご申請ください。

Q12. 2箇所就労しています。どのような審査になりますか？

就労先2箇所の就労証明書とタイムスケジュール表を提出していただいたうえで、2箇所の就労時間を合算して判断します。

『就労』＋『就学』等、要件が異なる場合は、拘束時間の長い方の要件で判断します。ただし、現在の就労に必要な就学である等、特段の事情がある場合はご相談ください。

Q13. 過去の保育料を滞納しています。入所に何か影響はありますか？

過去の保育料等の滞納については確認しており、選考基準において減点としています。

児童手当（6月・10月・2月）から徴収することも可能ですので、お支払いにお困りの際はご相談ください。

Q14. 離婚をする予定があります。ひとり親として申請できますか？

離婚協議中であることが証明できる書類等を提出でき、各保護者の住所（住民基本台帳上の住所）が異なる場合は「ひとり親」として申し立て（Q15参照）をすることができます。

※住所を動かさない事情がある場合はご相談ください。

※実態は別居中であっても、住所が同じ場合は「ひとり親」として判断することはできません。そのため、入所申込みの際には各保護者の保育を必要とする証明書の提出が必要です。提出がない場合は未提出として減点いたします。また、入所した場合においては、保育料等の算定において各保護者の収入を合算して算定いたします。

Q15. 離婚しています。(もしくは未婚です。)

書類『⑬ひとり親家庭であることの申立書』および各種必要書類の提出をお願いします。提出がない場合は「ひとり親」として判断することはできません。

また、上記書類等が提出された場合においても、継続して元配偶者と同居しているもしくは同居している成人が居る場合は、「ひとり親」と判断しない場合もありますので、ご了承ください。

Q16. 入所ができたかどうかは、どのようにして分かりますか？

封書で結果を送付しております。(保留の場合は入所申込みを受けた初月のみ送付)

ただし、入所が内定した児童については、入所前説明会(各入所内定施設にて実施)の日程によって、先に電話にてお知らせする場合があります。

(メールにて折り返しのご連絡を依頼することもございますので、本誌裏面二次元コードより町保育幼稚園課メールアドレスをご登録ください。)

Q17. 認可外保育施設等に預けて就労を開始しました。

認可外保育施設等に預けて就労を開始した場合は、就労証明書や復職証明書等と併せて書類『⑮保育証明書』の提出をお願いします。審査の際の参考といたします。

また、令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化により、施設や児童の年齢および世帯収入によっては保育料の一部が補助される可能性があります。申請がない場合は対象となりませんので、該当するかご不明な場合はお問い合わせください。

Q18. 保留通知が欲しいです。(保留になることを希望しています。)

保留通知は入所審査を行った結果として発行しております。入所審査は保育の必要性があるかたを対象に公平な審査を行っておりますので、保留の希望等を反映して審査をすることはできませんのでご了承ください。

Q19. きょうだいを同時に申し込みます。入所時期や入所希望園の考え方がよく分かりません。

書類『③保育施設等の利用申込書』にて、きょうだいの入所に関し「入所時期」と「入所希望園」について保護者の希望を確認しております。

入所審査では、入所年齢等の制限（例えば、家庭的保育施設や小規模保育施設は2歳児までとなるため3歳児以上は入所できません。）がない限り、きょうだいの入所について『同じ時期』『同じ保育所等』に入所ができるよう配慮した上で審査をしております。

しかし、希望する施設や学年齢によって入所できる状況が異なるため、

- ① 同じ保育所・同じ入所時期
- ② 同じ保育所（もしくは入所時期）違う入所時期（もしくは保育所）
- ③ 別々の保育所・別々の入所時期

の順に入所の可能性を探っていく中で、保護者等が①から③のどこまでなら対応することができるかの確認をするものです。

『同じ保育所・同じ入所時期』が入所審査での前提であることを踏まえて回答してください。

選択した内容以外での審査はできませんので、状況や考え方に変更があった場合は、『希望保育所等変更届』の提出をお願いします。

さまざまなパターンの例

「きょうだいが**同じ保育所に同時に入所**できる場合のみ、
保育所への入所を希望する」を選択した場合

入所可



3歳児

入所可



1歳児

入所できます

入所可



3歳児

入所不可



1歳児

どちらも入所できません

入所不可



3歳児

入所可



1歳児

どちらも入所できません

同じ保育所に同じ月（入所時期）に入所ができる場合のみ入所となります。

すぐにも就労を開始しなければならない等の急ぐ理由がある場合で『片方は幼稚園+預かり保育で対応できる』『片方は職場の企業主導型保育施設を使える』『職場に院内保育施設がある』等代替りの手段がある場合は、他の選択肢の可能性も考えていただくと良いかもしれません。

「同じ保育所ならば別々の入所時期でも入所を希望する」を選択した場合

- 先に入所させたい児童名[(3歳児)]

入所可

入所可



3歳児



1歳児

入所できます

入所可

入所不可



3歳児



1歳児

3歳児のみ入所できます

※3歳児入所以降は入所した保育所のみが1歳児の審査対象施設となります。

入所不可

入所可



3歳児



1歳児

どちらも入所できません

- 先に入所させたい児童名[(1歳児)]

入所可

入所可



3歳児



1歳児

入所できます

入所可

入所不可



3歳児



1歳児

どちらも入所できません

入所不可

入所可



3歳児



1歳児

1歳児のみ入所できます

※1歳児入所以降は入所した保育所のみが3歳児の審査対象施設となります。

希望する保育所に1人でも入所が可能な場合は、その児童のみ入所となりますが、『先に入所させたい児童』に指定がある場合、指定された児童が入所できない場合はどちらも入所することができません。また、入所した児童がいる場合、入所できなかった児童の希望する保育所は、入所した児童がいる保育所等のみとなります。希望する保育所を増やしたい場合は『希望保育所変更届』の提出が必要です。

「別々の保育所でも同じ入所時期ならば入所を希望する」を選択した場合

A保育所
入所可

B保育所
入所可



3歳児



1歳児

3歳児はA保育所
1歳児はB保育所
に同じ月に入所できます

入所可

入所不可



3歳児



1歳児

どちらも入所できません

入所不可

入所可



3歳児

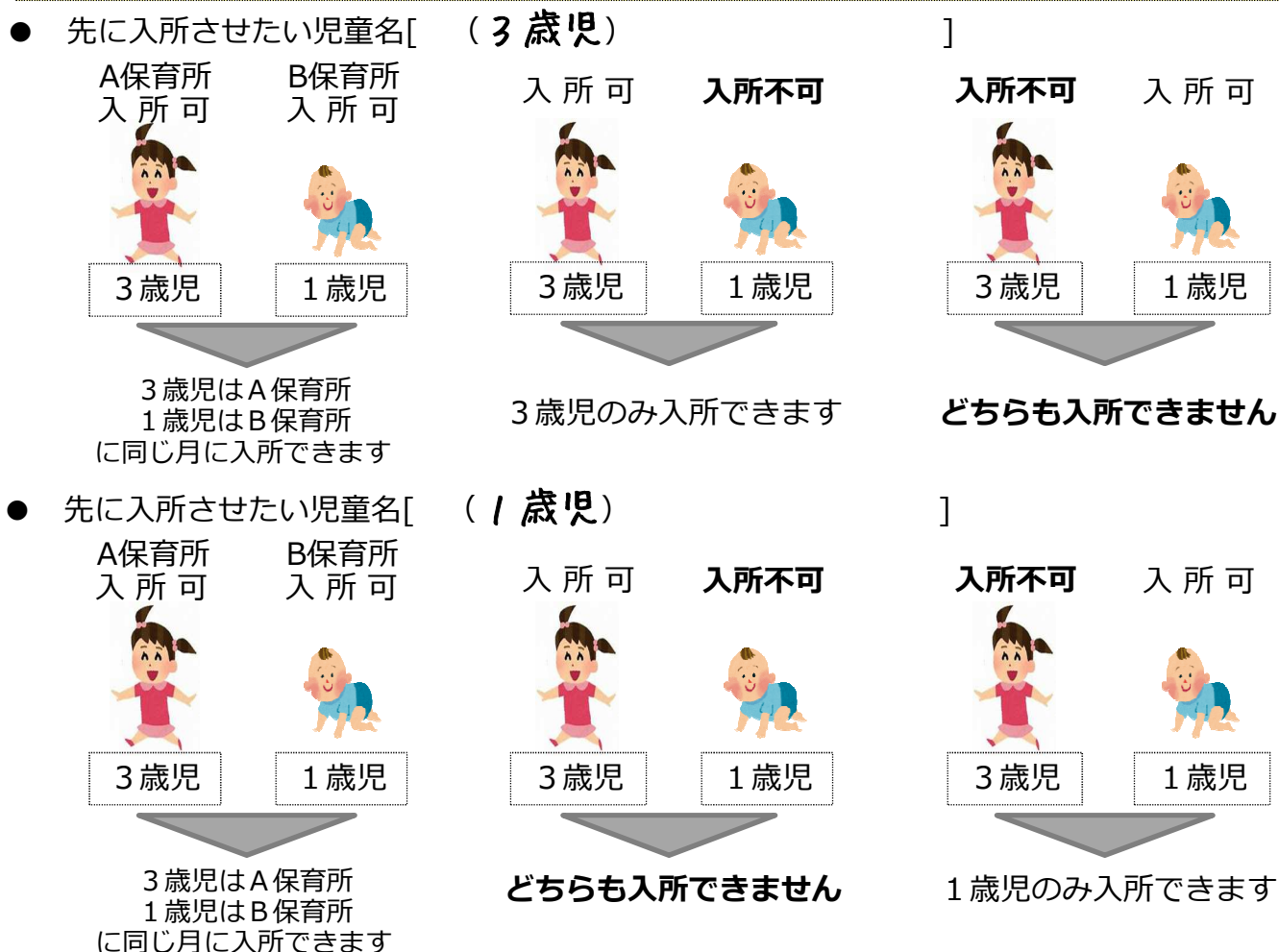


1歳児

どちらも入所できません

別々の保育所であっても、きょうだいが同じ月に入所できる場合のみ入所となります

「別々の保育所で別々の入所時期でも入所を希望する」を選択した場合



希望する保育所に1人でも入所が可能な場合は、その児童のみ入所となりますが、『先に入所させたい児童』に指定がある場合、指定された児童が入所できない場合はどちらも入所することができません。

『同じ保育所ならば別々の入所時期でも入所を希望する』と異なる点は、どちらかが入所した後も審査対象施設が1箇所（きょうだいが入所した保育所）に絞られない点です。きょうだいが入所した保育所のみを希望する場合は『希望保育所等変更届』の提出が必要です。

- 同じ保育所ならば別々の入所時期でも入所を希望する
- 別々の保育所で別々の入所時期でも入所を希望する

を選択した場合、入所が決定していない児童がいる場合でも、入所が決定した児童の要件を満たす必要があります。

例えば・・・

- 求職中の場合：入所後3か月以内に就労を開始
- 復職する場合：入所後1か月以内に復職



保育料について



Q20. お誕生日を迎えて3歳になりました。保育料は変わりますか？

保育料は令和6年（2024）4月1日時点での年齢で算定するため、お誕生日を迎えて3歳になっても年度内は2歳児として保育料を算定します。

Q21. 保育料が変わるのはいつですか？

毎年9月に変わります。

（市町村民税額が前年度と変わらない場合は変わりません。）詳細は「11. 保育料について」をご覧ください。

ただし、支給認定の変更（標準時間・短時間）があった時や家族構成に変更があった時等は、9月以外にも変わる可能性があります。

3歳児については、幼児教育・保育無償化により4月から保育料は『0（ゼロ）円』になります。ただし、「副食費」は別に支払いが必要となります。（副食費については「13. 副食費の徴収について」をご覧ください）

Q22. 海外での収入がありますが保育料はどうなりますか？

保育料等は市町村民税にて決定していますが、該当年1月1日時点で海外に住所があった場合は課税対象外となっています。その場合、保育料の算定ができないため、海外収入や控除金額を証明する書類の提出が必要となります。国内収入の他に海外収入があった場合も同様です。

正しく保育料等を決定するためにも書類『⑩海外収入申告書』と収入を証明する各種明細書等の提出をお願いします。

証明する書類の提出がない場合は、未申告と同じ扱いとし、保育料は最高額（C18階層）・副食費は「徴収」で決定いたします。

Q23. 入所児童の年上のきょうだいが幼稚園（もしくは保育所等）に通っています。保育料はどのようになりますか？

違う施設に通所していても、就学前児童で1番年上の子を第1子と考え、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります（多子軽減という）。ただし、支給認定を受けずに入所できる施設に入所している場合は、在園証明書等の提出が必要です（認可外保育施設等、施設によっては多子軽減の対象とならない場合もあります）。提出がない場合は、対象とならない可能性がありますのでご注意ください。

入所後について



Q24. 慣らし保育とはなんですか？

入所後、児童が保育所生活になれるまで、預かり時間を徐々に増やしていく期間の保育のことを言います。児童の状況によって、各保育所等の保育者と相談しながら進めていきますので期間は決まっていますが、**おおよそ2週間程度**となります。

新しい環境に慣れるための大切な期間なので、**省略することはできません。**

Q25. 入所後に他の保育所に転所することはできますか？

できます。

『転所希望届』を町保育幼稚園課に提出してください。ただし、転所希望先の保育所等に空きがなかったり、対象児童よりも入所要件が高い児童がいた場合は転所することはできません。

また、転所希望先への転所が内定した場合、転所元の保育所には他の児童が入所もしくは転所が内定した状態ですので、**転所元の保育所に戻ることはできません。**

また、転所により環境が変わりますので、転所先においても慣らし保育はあります。

Q26. 里帰り出産をします。継続して入所することはできますか？

産後8週目までは継続入所が可能です。ただし、**9週目以降も通所がない場合はその月の末日をもって退所となります。**また、退職等により入所要件がなくなった場合も、原則、産後8週間で退所となります。

在籍児童となるため、保育所等を1日も利用しなかった月も通常の保育料もしくは副食費がかかりますのでご了承ください。

Q27. 産前休暇に入ります。出産前後に長い時間保育所に預けたいのですが、できますか？

通常時が短時間認定の場合でも、産前・産後休暇（産前6週の属する月から産後8週の属する月）の間は標準時間に変更できます。

ご希望の際は書類『1.給付認定申請書（変更）』のご提出をお願いします。

なお、産後8週後に育児休業を取得する場合は、産後8週（産後休暇）が終了する日の翌日が属する月の翌月1日から短時間認定となります。

Q28. 妊娠しました。なにか手続きする必要はありますか？

安定期に入る頃までに書類『⑨出産連絡票』、産後8週（産後休暇）が終了する日までに書類『①給付認定申請書（変更）』と書類『⑧育児休業取得証明書』もしくは『⑦復職証明書』および『継続利用希望申出書』の提出が必要です。育児休業取得証明書もしくは復職証明書の提出がない場合は、**産後8週（産後休暇）が終わる日の翌日が属する月の末日をもって退所となります。**

Q29. 育児休業を取得します。なにか手続きする必要はありますか？

産後8週（産後休暇）が終了する日までに書類『①給付認定申請書（変更）』と書類『⑧育児休業取得証明書』もしくは『⑦復職証明書』および『継続利用希望申出書』の提出が必要です。※Q28参照

Q30. 産後休暇後、育児休業を取得しない（取得できない）で復職します。継続して入所することはできますか？

継続して入所できます。

ただし、産前休暇前の就労時間・日数と同等もしくはそれ以上である必要があります。

Q31. 育児休業を取得する場合、いつまで継続して入所できますか？

出生児童が満1歳となる日の属する月の月末まで継続して入所できます。

（継続入所を希望する場合の手続きはQ29を参照してください。）

ただし、**出生児童が満1歳となる日から復職していただく必要があります。**（※出生児童について、満1歳となる月以降、継続して保育所等に入所を希望しているにも関わらず、入所できていない場合は、原則、最大1年6か月までは継続して入所できます。）

Q32. 育児休業を1年以上取得します。継続入所はできますか？

継続入所は**できません**。

産後休暇が終了した月の末日をもって退所となります。また、育児休業取得証明書において『育児休業取得期間』が出生児童が満1歳となる日以降の場合においても同様です。（※出生児童が満1歳になる月までに出生児童について保育所等への入所を希望しようと考えているが、育児休業の延長が難しい等の理由から念のため最大期間を取得した等の理由がある場合はお申し出ください。ただし、実際に入所申込がなかった場合は、出生児童が満1歳となる月の前月末日にて退所となります。）

Q33. 保育士として働く予定で入所しましたが、別な職種で働くことにしても継続入所はできますか？

継続入所は**できません**。

待機児童対策の一環として、保育士として就労する場合において調整指数にて加点したうえで審査しておりますので、原則、離職は認めておりません。よって、**離職が発覚した月の月末で退所していただくこととなります。**

他の職種にて就労する場合には、再度、保育所入所申込書を提出していただき、入所審査を受けていただくこととなります。

Q34. 転職を考えています。

審査の公平性を保つ観点から、**入所後の転職は原則認めておりません**。ただし、会社都合によるものや、さまざまな事情から現在の就労を継続していくことが困難な場合については、退職や転職活動開始等の前に必ず町保育幼稚園課へご相談ください。

事前の相談なしに退職もしくは転職が発覚した場合は、発覚した月の末日をもって退所になる場合があります。（子ども・子育て支援法第24条第1項第3号および同法施行令第3条の規定による）

Q35. （町保育幼稚園課に相談後）転職が決まりました。

転職**前**の職場へは①**就労証明書**（就労実績を記入したもの）の作成を依頼し、転職**後**の職場へは②**就労証明書**（就労予定を記入したもの）の作成を依頼してください。

書類ができ次第、②の就労証明書は町保育幼稚園課へ提出してください。

保育所等に継続して入所するには常に要件を満たしている必要があります、寒川町では年2回、要件を満たしているかを確認する『現況届』（Q36参照）の提出をお願いしています。

①の就労証明書は大切に保管していただき、直近の現況届提出日にご提出ください。

※もらい忘れた等で現況届の際に就労証明書を出すことができない等については、原則、要件を満たしていなかったと判断いたしますので、退職する前に依頼しておくことをお勧めいたします。

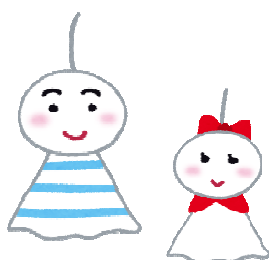
Q36. 『現況届』とはなんですか？

保育所等に継続して入所するには、常に入所要件を満たしている必要があるため、寒川町では**春と秋の年2回要件を満たしているかを確認する書類の提出を依頼しております**。（子ども・子育て支援法第13条第1項、同法第24条第1項第3号および同法施行令第3条の規定による）

提出がない場合、要件を確認することができないため、原則、退所となります。

Q37. 提出期日までに書類等を提出できません。

提出期日を守れるように、余裕をもってご準備ください（子ども・子育て支援法第13条第1項の規定による）。提出期日までに書類等の提出がない場合は、**子ども・子育て支援法第24条第1項第3号の規定により、原則、退所となります。**



「よくある質問」はホームページに掲載しております。最新の内容については下記よりご確認ください



17. 入所基準について

下記の基準表を用いて点数を付けて入所審査を行っています。

● 入所判定方法 ●

□□□ 判定および決定は次のとおり行うものとする □□□

1. 基本指数と調整指数の合計を用いて、希望の保育所への申込者の順位付けを行う
2. 同一指数の場合は、優先順位に基づいて順位付けを行う
3. 児童の状況および家族構成等を考慮して総合的に判断する

□□□ 同一指数で優先順位でも同点の場合は次のとおりとする □□□

4. 基本指数が高いもの
5. 調整指数が高いもの

保育所入所選考基準

① 基本指数

分類		細目		点数	
基本指数	居宅外就労 〔外勤・居宅外自営〕 ※育児休業による復職含む	月20日以上 (週5日以上)	8時間以上の就労を常態	20	
			7時間以上8時間未満の就労を常態	19	
			6時間以上7時間未満の就労を常態	18	
			5時間以上6時間未満の就労を常態	17	
			4時間以上5時間未満の就労を常態	16	
		月16日以上 19日未満	8時間以上の就労を常態	19	
			7時間以上8時間未満の就労を常態	18	
			6時間以上7時間未満の就労を常態	17	
			5時間以上6時間未満の就労を常態	16	
			4時間以上5時間未満の就労を常態	15	
	居宅内就労	就労内容が 外出中心	月20日以上 (週5日以上)	8時間以上の就労を常態	19
				7時間以上8時間未満の就労を常態	18
				6時間以上7時間未満の就労を常態	17
				5時間以上6時間未満の就労を常態	16
				4時間以上5時間未満の就労を常態	15
		月16日以上 19日未満	8時間以上の就労を常態	18	
			7時間以上8時間未満の就労を常態	17	
			6時間以上7時間未満の就労を常態	16	
居宅中心	上記以外の仕事は上記点数から減点(内職除く。)	5時間以上6時間未満の就労を常態	15		
		4時間以上5時間未満の就労を常態	14		
		上記以外の仕事は上記点数から減点(内職除く。)	-1		
		「就労内容が外出中心」の点数から減点	-1		

分類		細目		点数
基本指数	居宅内就労	青色申告者	専従者控除を受けている	+1
			配偶者控除を受けている	-1
		その他	給料の支払いを受けている	+1
			給料の支払いを受けていない	-1
	内職			12
	その他	変則勤務	週40時間以上の就労を常態	20
			週35時間以上週40時間未満の就労を常態	19
			週30時間以上週35時間未満の就労を常態	18
			週25時間以上週30時間未満の就労を常態	17
			週20時間以上週25時間未満の就労を常態	16
			週16時間以上週20時間未満の就労を常態	15
		就学 技能取得	職業訓練校に通う場合（7.入所要件について参照）	16
			就労を目的とした専門学校に通う場合	14
	大学・大学院に通う場合（通学する場合のみ）		12	
	上記以外の就学、自宅研究のため保育にあたれない場合		10	
	出産	協力者がいない（近隣市町村に頼れる親族がいない）		20
		近隣市町村に親族がおり、必要な時は頼ることができる		19
		同居し（里帰り出産も含む）、親族等に頼ることができる		18
	疾病 ※診断書提出 障がい	入院（3か月以上の入院および療養を必要としている）もしくは感染症疾患		20
		入院（上記より短期間となる場合）		18
		自宅にて常時臥床		18
		精神性疾患	精神障害者保健福祉手帳1級を所持している	20
			精神障害者保健福祉手帳2級を所持している	18
			精神障害者保健福祉手帳3級を所持している	16
			自立支援受給者証を所持している	15
		その他、精神性疾患により保育にあたれない場合		14
		慢性疾患	国の指定難病疾患	
その他、慢性疾患により保育にあたれない場合			16	
身体障害者手帳所持かつ介護者必要（第1種） 療育手帳 A1・A2			20	
身体障害者手帳所持（第2種）かつ障害程度等級4級以上 療育手帳 A1・A2			16	
病人等の 介護・看護	入院の 介護・看護	子の入院の常時付き添いが必要な場合	20	
		子以外の同居の親族等の入院に常時付き添いが必要な場合	18	
	在宅の 介護・看護	子の常時観察、看護（介護）が必要な場合	18	
		同居の親族等を常時観察、看護（介護）が必要な場合	16	
		子が上記以外の看護（介護）が必要な場合	14	
別居の親族等の場合（上記より減点）			-2	
災害	災害等の復旧のため保育にあたれない場合		20	
その他	寒川町要保護児童対策協議会等からの入所依頼を受けた場合		25	
	児童福祉の観点から、町長が保育の要件があると認める場合		10	

② 調整指数

分類		細目	点数	
調整指数	加 点 ※複数該当の場合は、最も加点の高い要件を適用	保育料A階層	就労等により自立促進が図られると判断される場合	2
			上記以外の場合（就学前児童1人につき）	1
		保育士として就労	町内保育所等で就労する場合で月140時間以上の就労	3
			町内保育所等で就労する場合で月140時間以下の就労	2
			町外保育所等で就労する場合	1
		ひとり親	祖父母等の成人以上（学生除く）の同居者がいない	2
			祖父母等の成人以上（学生除く）の同居者がいる	1
		育児休業による退所	育児休業による入所継続が可能な児童が、継続せずに退所し、再度町内保育所等への入所を希望する場合（全児童）	10
		管外入所	町外在住・町内在勤の場合で、きょうだい既に町内保育所等に入所している（町内保育所等に入所している児童1人につき）	3
		きょうだい別園での入所	きょうだいが別々の施設に入所している場合に、同じ施設への転所を希望する場合	3
	施設変更（転所）	地域型保育事業（連携先が保育所の場合を除く）を卒所するにあたり連携先以外の施設を希望する場合	5	
		廃所が決定した保育所等からの転所を希望する場合（廃所日3か月前から加点）	5	
	減 点	不足書類がある（書類1種類につき） ※主となる書類は除く	-1	
		年度に関わらず、内定辞退した月の翌月審査から6か月の間	-5	
入所申込みがあった時点で、在籍している（していた）児童に保育料の滞納がある場合		-3		
祖父母等の成人以上65歳児未満（学生除く）に求職者がいる（1人につき）		-10		
町外在住・町内在勤の場合 ※ただし以下の場合は除く 1. 里帰り出産 2. 町内保育所等で保育士として就労する場合		-10		

③ 優先順

A. 同一指数世帯の優先順位は次のとおりとする

優先	要件	備考
①	災害	罹災証明必須
②	その他	要保護児童対策協議会等依頼
③	出産	
④	疾病・障がい	
⑤	居宅外労働	同点の時は申込時点での就労時間+通勤時間が長い方優先
⑥	居宅内労働	同上
⑦	看護・介護	
⑧	就学	
⑨	求職等	

高
↑
↑
↑
↓
↓
↓
低

B. 同一要件による同一指数世帯の優先順位は次のとおりとする（就労の場合）

優先	要件	備考
①	就労時間	
②	認可外利用	調整指数の加点にかかる申出書の提出必須
③	通勤時間	給付認定申請書裏面の通勤時間を確認
④	祖父母 県外	
⑤	祖父母 県内	
⑥	祖父母 町内	
⑦	祖父母 敷地内	二世帯同居も含む

④ その他

●ひとり親の判断について●

1. 未婚、離婚している、もしくは別居して離婚調停中（※第三者による証明必須）

ただし、以下については「ひとり親」として判断できません。

- 離婚後も同居を継続している場合
- 新しいパートナー（血縁関係者以外の成人は、原則、パートナーと判断する。）と同居の場合

※この場合の『別居』とは、住民基本台帳上も住所が異なることを言います。（実態は別々であっても住民基本台帳上の住所が同じ場合は『同居』と判断します。）

2. DV等により避難している

- 要保護者であることを証明する書類等、原則は必須。その他、応相談。

●祖父母等との同居・別居の考え方について●



同居

1. 同じ家屋に住んでいる場合で、**公共料金の支払いが同じ場合**
2. ひとり親等で貸家在住の場合、**祖父母等の名義かつ家賃が発生していない場合**
3. ひとり親等で貸家在住の場合、**保護者以外の名義で賃貸借契約をしていて、保護者自身が家賃を払っていない場合**（保護者が家賃を支払っている証明ができれば別居と判断）

●●●● 保育料については ●●●●

保護者の合計所得が『 $38\text{万円} \times (\text{本人} + \text{子} + (\text{配偶者})) = A$ 』

『A』より低い場合は、祖父母のうち市町村民税の高い方も算定対象とする



別居

1. 二世帯住宅で玄関・水回りが異なり、かつ公共料金の支払いが別の場合
2. 同じ敷地内であっても建造物が異なり、かつ公共料金の支払いが別の場合
3. 祖父母等名義の貸家在住であっても賃貸契約の上で家賃が発生しており、保護者が支払いを行っている場合

●主となる書類が不足している場合●

主となる書類が不足している場合は（就労証明書等）その状況がないものとして判断する。

例：就労証明書が未提出 ⇨ 求職中として配点

全ての□にチェックが入っている場合のみ、入所申し込みを受け付けています

保育所等の入所申込みにあたっての確認・誓約書

5

各事項を熟読の上、**同意のうえで確認欄にチェックを記入**し、最後に署名をお願いします。
ひとつでもチェックがない場合は入所承諾できません

確認事項		確認欄
1	保育所等入所申込書の有効期限内に入所できなかった場合は、再度申込みをしていただく必要があります（有効期限は申込月を含む6か月及び年度内となっております）。有効期限が切れる際に、 町から連絡はいたしません。 Ex:令和6年4月入所申込みの場合⇒令和6年9月入所審査までが有効期限 （継続して審査を希望する場合は、令和6年10月入所申込みを行う必要あり）	<input checked="" type="checkbox"/>
2	提出された書類の内容について、保護者や各関係機関に電話や訪問などにより確認をさせていただくことがあります。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	保育料については、父母（保護者）が一定の収入に達していなければ、同居の祖父母の税額で決定する場合があります。また、ひとり親家庭の場合において、保護者以外に同居者がいる場合は婚姻関係等に関わらず算定の対象となります。同居者について虚偽があった場合は、利用者負担金額表（徴収金基準額欄）における最高額が保育料となります。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	保育料の算定に必要な税資料等の提出が無い場合は、利用者負担金額表（徴収金基準額欄）における最高額が保育料となります。（3歳児以上は副食費徴収となります）	<input checked="" type="checkbox"/>
5	保育所等への入所は毎月1日付です。要件によって入所期間に定めがあります。 ①妊娠・出産による保育所等の利用期間は応相談となります（原則、出産予定日が含まれる月の前後3か月間となります）。入所期間終了後は退所となります。異なる理由で入所を希望する場合には、新たに申込みをしていただく必要があります。 ②求職活動による保育所等の利用は3か月間です。入所期間内に就労証明書等の提出及び就労を開始できない場合は退所となります。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	保育所等に入所後、集団生活への適応などを目的として、基本の保育時間よりも短い時間の保育を行います（慣らし保育と言います）。慣らし保育は入所した児童の状況に合わせて行いますので、慣らし保育期間については実際にお預かりしてからの判断となります。 新しい環境に慣れるための期間なので、過去に保育歴があっても省略することはできません。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	毎日の通所が可能な保育所等を希望してください。希望している保育所等の入所の内定を辞退した場合は、翌月から6か月間の入所審査において優先度が下がります。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	育児休業取得中の入所申込について、原則、入所後1か月以内に復職しなければ退所となります。	<input checked="" type="checkbox"/>
9	入所した時点で妊娠12週0日を経過していた場合は、原則、産後8週が経過する日の翌日が属する月の月末をもって退所となります。	<input checked="" type="checkbox"/>
10	保育所等の退所は毎月末日付です。月の途中から通所が無くても、保育料は1か月分納付していただきます。	<input checked="" type="checkbox"/>
11	入所申込みの際に提出された入所要件の内容と入所後に提出された書類の内容が異なる場合は、原則、 退所となります 。また、入所後においても同様の扱いとします。 Ex:①就労日数や就労時間が異なる場合 ②事前相談なく、就労先が異なる場合	<input checked="" type="checkbox"/>
12	きょうだい同時に申し込む際は、人数分の書類が必要です。（コピー可） 書類の枚数が足りない場合は、申請児童のうち最年少児より不足書類として配点します。	<input checked="" type="checkbox"/>
13	医療行為や特別な配慮等が必要な場合（必要となった場合）、預かり時間等について相談させていただくことがあります。施設の安定的運営のため、ご協力をお願いいたします。	<input checked="" type="checkbox"/>
14	既に入所している児童がいて育児休業を取得した場合、育児休業取得対象児の保育所入所申込みが満1歳になる月の入所申込みがない場合もしくは復職しない場合は入所申込締切月の末をもって 入所している児童は退所となります 。	<input checked="" type="checkbox"/>

保育幼稚園課メールアドレス



寒川町LINE公式アカウント



学び育成部

保育幼稚園課 保育幼稚園担当

電話：0467-74-1111